

# 2016年度 第39回日本形成外科学会専門医認定審査についての手引き

2016年8月  
一般社団法人日本形成外科学会  
理事長 細川 互  
専門医認定委員長 吉本 信也

一般社団法人日本形成外科学会は、第39回専門医認定審査を、日本形成外科学会専門医制度および日本形成外科学会専門医制度細則に基づいて、下記の要領で実施致します。

## 1. 専門医認定審査受験者の資格

専門医認定審査受験者の資格は、以下の細則第18条を充足する医師で、2016年度会費を**2016年11月10日(木)までに納入済の学会員**に限ります。

- a) 6年以上日本国医師免許証を有するもの。
  - b) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。4年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること（入会前の形成外科研修を研修歴に含めることはできません）。
  - c) 第19条に定める研修を終了し、第20条に定める記録を有するもの。
  - d) 日本形成外科学会主催の春季・秋季学術講習会受講証明書を4枚以上保有すること。
- ※なお、**正会員歴の年限は【入会日～書類提出締切日(2016年11月10日)までの期間】で算出**して下さい。  
(入会日は入会申込書提出後、直近の理事会開催日となりますのでご注意ください。)
- ※但し、義務化された臨床研修制度発足以前の卒業者は、形成外科研修歴が72ヶ月以上(このうち24ヶ月までは他科などでの臨床研修歴も含めることができます)が必要です。

## 2. 専門医審査手続方法

a) 必要書類(所定の様式および用紙での提出が必要です。) **コピー1部を必ず手元に保管して下さい**

- ① [様式1]専門医審査申請書
  - ② [様式2-A]経歴(在籍)証明書I-A  
[様式2-B]経歴(在籍)証明書I-B  
[様式3]経歴(在籍)証明書II  
[様式4]研修歴一覧表
  - ③ [様式5]履歴書(最終学歴以降) **※写真は剥がれないようにしっかりと必ず貼り付けること**
  - ④ 論文1編(形成外科に関する論文)の別冊もしくはコピー
  - ⑤ 春季・秋季学術講習会修了証(学術研修会・インストラクショナル・コース) **※4枚必要**
  - ⑥ 300症例の一覧表 **※ホームページよりダウンロードして下さい。**
  - ⑦ 20症例の一覧表
  - ⑧ 10症例の所定の病歴要約  
**※10症例は項目順に綴じること**  
**※写真は剥がれないようにしっかりと必ず貼り付けてください。簡単に剥がれてしまうような書類は「書類不備」とみなされる可能性がありますので、注意して下さい。**  
**なお、学会ホームページ上より用紙のフォーマットをダウンロードの上、申請書類を作成する場合、画像を鮮明にするためA4サイズの光沢紙などにプリントアウトして提出することは可能です。**  
**従ってその場合は、別途、画像箇所を写真印刷して貼りつける必要は有りません。**
  - ⑨ 日本国医師免許証写し
  - ⑩ 顔写真1枚 5cm×5cm 裏に名前を記入(履歴書に貼り付けたものと同じもの)
  - ⑪ 審査料50,000円の納付書類のコピー(同封「払込取扱票」右側の「振替払込請求書兼受領証」のコピー)
- 以上、①～⑪を一括して専門医認定委員会宛に書留等で送付して下さい。

注1) [様式2-A]経歴(在籍)証明書I-A:

認定施設あるいは教育関連施設、教育関連施設美容外科において、形成外科臨床研修を行った場合に使用する証明書。

[様式2-B]経歴(在籍)証明書I-B:

認定施設あるいは教育関連施設、教育関連施設美容外科において、大学院生、研究生

などで、週3日未満1日以上形成外科臨床研修を行った場合に使用する証明書。  
(なお、臨床研修が週3日のものはその年限の3/4を、週2日のものはその年限の1/2を、週1日のものはその年限の1/4をカウントするものとする)

[様式3]経歴(在籍)証明書Ⅱ:

臨床研修を行った場合に使用する証明書。

義務化された臨床研修を受けた方は、**厚生労働省より発行される『臨床研修修了登録証(\*8ページのサンプルを参照)』の写しの提出で代用可能**です。

従いまして、義務化された臨床研修の証明につきましては、[様式3]経歴(在籍)証明書Ⅱでも、臨床研修修了登録証の写しでも、どちらの提出でも可能です。

**研修を受けた施設で独自に発行された証明書では代用不可**ですので、ご注意ください。

なお、義務化された臨床研修制度を受けていない方の臨床研修に関しては、これまでどおり[様式3]経歴(在籍)証明書Ⅱに記載し、提出して下さい。

なお、同時期に複数の施設で研修していたとする研修歴は認められません。

注2)論文の掲載雑誌についての条件は、年に2回以上発行されており、査読がある(日本語または英語の)学術雑誌(Journal)を指し、proceedingsなどは認められません。但し、PubMedで検索可能なOn-Line-Journalなどについては、発行回数による制限はありません。なお、論文が受理された日付が提出期限内であれば有効とします。また、入会前に掲載された論文は対象外となります。

注3)掲載予定の論文に関しては、必ず『**掲載証明書(原紙)**』と『**論文本文(コピー可)**』を提出して下さい。

b)審査料

50,000円(資格審査料30,000円を含む)

同封の用紙を使用して、本委員会郵便振替口座へお振り込み下さい。

なお、振込済の審査料は原則として返還しません。

c)書類提出期間

2016年9月15日(木)～**2016年11月10日(木)** **【消印有効】**

※但し、事務局に直接提出する際は**17時必着**となります。

d)提出先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9階

日本形成外科学会 専門医認定委員会 宛

### 3. 筆記試験および口頭試問の日時・場所 2日間にわたり審査を行う予定です

※但し、各受審者は口頭試問については2日間の内、いずれかの1日が割り当てられます。

2016年12月下旬頃に口頭試問日程を送付する予定です。

場所: A P品川 **【会場が変更となりました】**

東京都港区高輪 3-25-23 京急第2ビル

TEL 03-5798-3109 (代)

a)筆記試験

日時: 2017年1月20日(金) 13:00~14:30 (予定)

b)口頭試問

日時: 2017年1月20日(金) 16:00~18:00(予定)

21日(土) 9:00~17:00(予定)

### 4. 認定審査方法(細則第23条と認定審査の概要)

**日本形成外科学会専門医制度細則第23条に基づいた審査を行います。**

a)提出された書類について、細則第18条を充足しているか否かを確認します(資格審査)。

なお、申請症例に疑義が生じた場合カルテの提出を委員会より求めることがあります。

b)資格審査合格者には、日本形成外科学会専門医の教育目標の基準に基づいて形成外科一般知識に

関する筆記試験、ならびに研修記録および、それに関連した口頭試問を行います(試験審査)。

- c) 筆記試験は、原則としてあらかじめ公開された試験問題集(解答付)に準拠してその中から、100問程度の multiple choice 問題と、記述式問題1問を90分程度で解答いただきます。なお、問題集の問題文を一部変更することもあります。筆記試験問題集(解答付)は、申請書類を請求いただきますと、申請書類とともにCD-ROMでお送りします。

**※毎年問題の一部が加筆・修正されます。また新問題が追加されることもありますので、ご注意ください。**

- d) 口頭試問は、主に受験者の提出した研修記録(10症例と20症例)について試問しますが、それ以外に形成外科全般に関する一般的質問も行い、また、診断学も取り入れて基本的診療科としての知識も問われます。

試問時間は1名15分～30分程度で、3名1組から構成される認定委員が試問を担当します。認定委員側で必要と認めた場合は別組の認定委員の試問を受けていただきます。また受験者の申し出に正当性が認められれば、別組の認定委員の試問を受けることもできます。

- e) 虚偽の申請が認められた場合は、原則として以後3年間の受験資格が失われます。

## 5. 採点

- a) 筆記試験は100点満点とします。  
b) 口頭試問は主に症例(10症例と20症例)をもとに、知識、技能、態度等について評価します。

## 6. 判定

試験審査の可否は、書類審査、筆記試験および口頭試問の総合判定によります。なお、筆記試験は原則としてその年の最高点に0.6を乗じた点数を合格最低点といたします。

## 7. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、専門医認定委員会が直接本人に通知します。

合格者は、登録料30,000円を所定の郵便振替口座にお振込み下さい。

登録料振込を確認後、理事長が学会の専門医名簿に登録の上、公示します。

認定証は、追って理事長から本人に送付されます。

登録料30,000円を納入いただけませんと、認定証の送付ができませんので、必ずご納入下さい。

## 8. 参考資料

(一般社団法人日本形成外科学会専門医制度第3条、一般社団法人日本形成外科学会専門医制度細則 2013年制定より抜粋)

### 日本形成外科学会専門医制度第3条(専門医の認定)

日本形成外科学会(以下学会という)は、正会員の中、医師であって、学会の認定する施設において、所定の修練を行い、形成外科における知識と技能に優れたものを審査の上、学会専門医として認定し、専門医証を交付し、専門医登録簿に登録する。

### 同細則第18条(専門医申請資格)

専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの。
- (2) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。  
4年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること。
- (3) 第19条に定める研修を終了し、第20条に定める記録を有するもの。
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会(学術研修会あるいはインストラクショナル・コース)受講証明書を4枚以上有すること。

### 第19条(研修の条件)

#### 1. 研修期間

形成外科研修4年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第98回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。ただし、大学院生などの研修期間に関しては、週4日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が週3日のものはその年限の3/4を、週2日のものはその年限の1/2を、週1日のものはその年限の1/4をカウントするものとする。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。

## 2. 研修施設

形成外科研修については、学会が認定した形成外科研修施設、あるいはこれと同等以上と認めた国外の施設とする。ただし、学会が認めた認定施設で最低2年以上の研修を必要とする。その他の臨床研修については、厚生労働省の定める臨床研修指定病院、またはこれに準ずる病院とする。

## 第20条(研修記録)

### 1. 第18条第3項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1)申請者の受け持った患者で直接手術に関与した300症例の症例一覧表
- (2)申請者の受け持った患者で直接手術に関与した20症例の図を伴う症例一覧表
- (3)申請者が術者として手術を行なった10症例についての所定の病歴要約
- (4)(2)、(3)の症例は、認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る

**※20症例、10症例は重複しないこと**

### 2. 前項(2)および(3)の症例には、それぞれ以下の**11項目中8項目以上を含まなければならない。**

- (1)新鮮熱傷(全身管理を要する非手術例を含む)
- (2)顔面骨骨折および顔面軟部組織損傷
- (3)唇裂、口蓋裂
- (4)手、足の先天異常、外傷、変形
- (5)その他の先天異常
- (6)母斑、血管腫、良性腫瘍(非観血的治療例を含む)
- (7)悪性腫瘍およびそれに関連する再建
- (8)癬痕、癬痕拘縮、ケロイド
- (9)褥瘡、難治性潰瘍
- (10)美容外科
- (11)その他

ただし、同一症例の同一部位は、1項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は、一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても、疾患、部位が異なる場合は、この限りではない。

本書に下記の通り間違いがありましたので、お詫びして訂正いたします。

**誤** 第20条(研修記録)

(中略)

2. 前項(1)および(2)の症例には、それぞれ以下の11項目中8項目以上を含まなければならない。

↓

**正** 2. 前項**(2)および(3)**の症例には、それぞれ以下の11項目中8項目以上を含まなければならない。

## 第21条(提出書類)

審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提出するものとする。

- (1)認定申請書ならびに所定の審査料
- (2)日本国医師免許証の写し
- (3)履歴書および業績(形成外科に関する論文)
- (4)研修病院在籍証明書またはこれに代わるもの。認定施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合は、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる。
- (5)第20条に定める症例の記録
- (6)日本形成外科学会主催の講習会(学術研修会あるいはインストラクショナル・コース)の受講証明書4枚以上

## 第23条(認定審査)

専門医認定委員会は、以下の認定審査を行う。

### 1. 資格審査

専門医認定を申請するものが、第18条に定める資格を充足しかつ十分な研修を受けているか否か提出書類を基に審査する。

### 2. 試験審査

資格審査合格者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

### 第33条(教育関連施設)

認定施設は、形成外科研修の一環として、他に教育関連施設を持つことができる。これは、認定施設が認定を受けるにあたって申請し、認められた施設とする。ただし、教育関連施設における研修は、2年間のみ第19条にいう形成外科研修期間として認められる。

### 第34条(教育関連施設美容外科)

認定施設は、美容外科研修のための関連施設を持つことができる。申請および条件は第33条にいう、教育関連施設と同様であるが、教育関連美容外科施設における研修は1年のみ形成外科研修期間として認められる。

## 9. 申請書類記入上の注意

### a) 一般的注意

- 1) 記載はワープロ、黒インク、黒ボールペンを用いて、楷書で記載して下さい。  
ワープロで別紙にプリントアウトしたものを切り出して貼り付けても構いません。  
**殴り書きや乱雑な書き方は避けて下さい。**  
図の説明にはカラーインクを使用しても構いません。
- 2) 所定の用紙と様式を使用して下さい。なお写真の場合、普通紙では術後結果が不鮮明で判定しにくいいため、写真は光沢紙に焼き付けたものを貼り付けて下さい。
- 3) **年月日は西暦で統一**して下さい。
- 4) 全項目について、記入漏れの無いように慎重に確認して下さい。
- 5) 経歴証明書は、それぞれの1件について1枚記入して下さい。  
**(学会入会年月日をご確認の上、研修証明書を作成願います。)**
- 6) **形成外科研修については、研修施設ごとに経歴証明書を記入し、9ケタの施設認定番号を必ず記入して下さい。なお、施設認定番号は同封の一覧表をご参照下さい。**
- 7) 経歴証明者は当該科の所属長、または施設長です。  
(認定施設の長が異動、あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができます。)
- 8) **大学院生などの研修期間に関しては、週4日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできますが、臨床研修が週3日のものはその年限の3/4を、週2日のものはその年限の1/2を、週1日のものはその年限の1/4をカウントするものとし、研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定します。**  
なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門医認定委員会で審議、調査することがあります。
- 9) **押印箇所に押印の無い書類は「書類不備」とみなされます**ので、提出前に押印漏れが無いのか、しっかりと確認して下さい。
- 10) 書類の基本的な不備があった場合には、**資格審査で不合格**となりますので、不備が無いかをしっかりと確認の上、提出して下さい。
- 11) 昨年以前に受験経験が有り、今回再受験をする場合、前回受験時と全く同じ申請書類を提出した場合、不合格となる可能性が非常に高くなりますので、新しく作成し直して、提出して下さい。

### b) 300症例

- 1) **10症例、20症例と重複して構いません。**
- 2) 経歴証明書に記載された施設以外での症例でも可です。
- 3) 執刀者以外、助手であった症例も認めます。平易な手術手技でも可です(レーザーでも可)。
- 4) 300症例の用紙はホームページよりダウンロードしてご記載下さい。なお、指導医の署名はエクセルに直接入力したもので構いません。

### c) 20症例

- 1) 資格審査・口頭試問の対象となります。
- 2) 提出される『経歴(在籍)証明書』に記載された施設以外での症例も、20症例として**提出することは可能**です。  
出張病院での症例も認められますが、認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科と承認された施設に限ります。
- 3) 形成外科に関係ある症例だけを記入して下さい。
- 4) 枠内に入る程度の要点と、簡単な手術記録の図を必ず記入して下さい。  
書き方は、『[9. 申請書類記入上の注意] > [a) 一般的注意] > [1) 記載はワープロ～』を参照して下さい。
- 5) **10症例と重複しない**で下さい。

## d) 10 症例

- 1) 資格審査・口頭試問の対象となります。
- 2) 提出される『経歴(在籍)証明書』に記載された施設以外での症例は、10 症例として**提出することは不可**ですので注意して下さい。**出張病院での症例も認められません**。認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科と承認された施設に限ります。
- 3) **10 症例はすべて術後 180 日以上経過した写真**を必ず提示して下さい。
  - a) 上・下顎骨折手術や骨切り術などは、術前、術後の咬合状態、四肢の関節では機能の分かる状態を提示して下さい。
  - b) 皮膚移植(分層)は、採取皮膚の厚さ、採皮部の術後の状態が分かるように**写真(術後 180 日以上必須)を貼り付けて下さい**。  
**2010(平成 22)年 1 月以降の症例に関しては、写真を提示していないと不可とします。**  
**それ以前の症例で写真が無い場合、詳細な説明を入れてください。**  
また、その他の組織採取部(全層皮膚、皮弁、骨、軟骨、脂肪、筋肉、筋膜など)も同様の扱いと致します。
  - c) 眼瞼の症例は、開瞼、閉瞼の両方の写真を提示して下さい。
  - d) 手術術式は、正確に記入して下さい。  
例えば、○○形成術などの曖昧な表現は避け、適切な手術内容を示す手術手技名を用いて下さい。
- 4) すべての症例に**術前・術中・術後の写真**を提示して下さい。
  - a) **写真はカラー写真が望ましく、目的とする部位と変化が分かるもの**に限ります。
  - b) また提示の写真にはいつ時点で撮影したのかが分かる様に、**「術前(or 術中 or 術後)写真 20××年○月△日撮影」**と必ず表記して下さい。
  - c) 可能な限り同一方向、同一サイズにして下さい。(スライドは不可となります)
  - d) 特に術後写真のフォローアップ日数の 180 日以上は厳守して下さい。  
術後 178 日経過写真の様に、ほぼ 180 日経過していたとしても、180 日以上経過とは認められません。経過日数はしっかりと 180 日以上経過しているかを算出し、『術後○○○日経過』と記載して、提出して下さい。  
また、2 回、3 回…と複数回手術を行っている場合は、最後の手術日から 180 日以上経過写真を提出して下さい。
- 5) **申請者が執刀した形成外科における優れた技能を示す代表的な症例**を提示して下さい。  
(平易な手技による手術症例は避けて下さい。)
- 6) 主たる手術手技が、単一手術手技になり過ぎないように、**同一部位の手術に偏らないように注意して下さい。**  
**同一部位かつ同一手技の症例は 1 例に限ります。**
- 7) **20 症例と重複しない**で下さい。
- 8) 診断名は、**病理組織診断名を含めて詳細に記入**して下さい。
- 9) 手術記録は、**写真とシェーマで明確に**詳しく記入して下さい。
- 10) 熱傷では、**熱傷面積(%)を付記**して下さい。
- 11) 骨に関する症例は、術前、術後の X 線写真**(術後 90 日以上)**の焼き付け写真を貼り付けて下さい。  
(フィルムは不可となります)**2016(平成 28)年 8 月以前の症例に関しては、90 日以内の X 線写真でも術後の治療状態が分かるものであれば可とします。**
- 12) 唇裂では、初回手術、2 次手術を問いません。
- 13) 腫瘍では、**病理診断名と病理所見を記入し、組織写真を提示**して下さい。
- 14) 『10 症例研修記録用紙Ⅲ』用の写真に関して、従来名刺サイズと規定されていましたが、この規定は無くなりました。
- 15) 『10 症例研修記録用紙Ⅲ』の枚数が不足の場合には、以下 URL 先よりダウンロードして下さい。  
[http://www.jsprs.or.jp/member/application\\_forms/#title03](http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title03)
- 16) **平易な手技の症例はマイナー症例とみなします。**  
**10 症例中、2 症例以上にマイナー症例がある場合には、原則として不合格とします。**
  - a) **レーザー症例はマイナー症例とみなします。**
  - b) 糖尿病や末梢血管障害などを伴わず、切断レベルに関する詳細な検討を要さないような単なる四肢切断術は、マイナー症例とされる場合があります。
- 17) **記載事項不備について差し戻しをせずに、資格審査不合格とする場合があります。**
- 18) **写真、X 線**などの必要条件は、施設個別の事情を斟酌しません。必ず提出して下さい。
- 19) 書類審査で差し戻しの場合、再提出する書類の記載事項確認のためにカルテの写し、日付が確認できる X 線、CT 写真のコピーの提出を要求することがあります。**症例の差し替えはできません。**
- 20) **専門医認定審査に関連する新しい情報が発生した際、日本形成外科学会ホームページにて、随時掲載を予定しておりますので、以下 URL 先の「TOPICS」を頻繁にチェックされる事を推奨いたします。**

- 1) 申請書類は3年間事務局にて保管した後、破棄(溶解処理)いたします。
- 2) 一般社団法人 日本形成外科学会 個人情報保護方針に基づき、収集した情報は他の目的には利用いたしません。
- 3) 申請書類作成に際しては、電子媒体を利用したり、施設外へ情報を持ち出したりすることにより盗難や紛失等の機会も増えます。申請者は、特に10症例には個人情報とも思える情報が存在するので、データを暗号化するなどして厳重に取り扱うようお願いいたします。

## 11. 問い合わせ

お近くの専門医認定委員に、FAXまたはE-mailをご利用の上、お尋ね下さい。

<b>専門医認定委員一覧</b>	
磯貝 典孝 (近畿大学) F A X : 072-367-7517 E-mail : isogai@med.kindai.ac.jp	稲川 喜一 (川崎医科大学) F A X : 086-462-1199 E-mail : k.inagawa@med.kawasaki-m.ac.jp
大西 清 (東邦大学) F A X : 03-3298-6065 E-mail : prsoni@med.toho-u.ac.jp	奥本 隆行 (藤田保健衛生大学) F A X : 0562-93-9249 E-mail : okumoto-t@k7.dion.ne.jp
梶川 明義 (聖マリアンナ医科大学) F A X : 044-975-3290 E-mail : kajikawa@marianna-u.ac.jp	柏 克彦 (岩手医科大学) F A X : 019-651-8402 E-mail : kkashiwa@iwate-med.ac.jp
河合 勝也 (京都大学) F A X : 075-751-4340 E-mail : kkawai@kuhp.kyoto-u.ac.jp	多久嶋亮彦 (杏林大学) F A X : 0422-46-6138 E-mail : takushima-pla@umin.ac.jp
寺師 浩人 (神戸大学) F A X : 078-382-6269 E-mail : terashi@med.kobe-u.ac.jp	仲沢 弘明 (日本大学) F A X : 03-3972-5035 E-mail : nakazawa.hiroaki@nihon-u.ac.jp
二ノ宮邦稔 (東京慈恵会医科大学) F A X : 03-3433-1092 E-mail : k_ninomiya@jikei.ac.jp	橋本 一郎 (徳島大学) F A X : 088-633-7297 E-mail : ichiro.h@tokushima-u.ac.jp
深水 秀一 (浜松医科大学) F A X : 053-435-2155 E-mail : fukamizu@hama-med.ac.jp	松村 一 (東京医科大学) F A X : 03-5322-8253 E-mail : hmatsu-tki@umin.ac.jp
安田 浩 (産業医科大学) F A X : 093-691-7551 E-mail : h-yasu@med.uoeh-u.ac.jp	矢野 健二 (大阪大学) F A X : 06-6879-6059 E-mail : knjyano@psurg.med.osaka-u.ac.jp
杠 俊介 (信州大学) F A X : 0263-37-1920 E-mail : yuzuriha@shinshu-u.ac.jp	吉本 信也 (昭和大学) 【委員長】 F A X : 03-3784-8694 E-mail : yoshimot@med.showa-u.ac.jp



